

No.	カテゴリー	質 問 ・ 要 望	回 答
1	部活動地域展開に関する こと	地域展開の完了時期を令和10年としたのはどういった経緯ですか。	令和4年度に、文科省は地域展開のためのガイドラインを打ち出し、県や各市町もそれを受ける形で取り組みを進めています。宍粟市においては、令和7年度から部活動地域展開推進委員会を立ち上げ、推進方針を出し、その中で、地域展開本格実施の時期を令和10年10月と決定しました。
2	部活動地域展開に関する こと	この取り組みが白紙に戻ることはありませんか。残り2年で切り替えるのは厳しいと思います。	市としてこの方針で進めることを決めていますのでご理解願います。
3	部活動地域展開に関する こと	地域展開を進める中でも、その都度振り返って意見交換できる場を設け、地域全体の問題として考えられる機会が欲しいです。	この取り組みは、子どもたちのために行うものであり、市としても重要な事業のひとつだと考えていますので、前向きに検討します。
4	部活動地域展開に関する こと	平日は学校で部活動をして、休日に希望者だけが地域クラブをしている自治体もあるそうですが、宍粟市はそのようなことはしないのですか。	宍粟市は令和10年10月に、平日休日ともに切り替えるということで進めていますが、競技によっては部活動と地域クラブが連携しながら、活動の一部から徐々に地域展開していくケースも考えられます。
5	部活動地域展開に関する こと	今の部活動は種目が少ないと感じます。今後、地域展開していく中で、我々地域住民が得意とする分野で関わることもできますか。	部活動の地域展開を進めるうえでは、地域の皆さまにも積極的に関わっていただくことが重要です。「しそカツ・リンク」では、指導者だけでなく、生徒の見守りなどのサポーターも募集していますので、ぜひ登録いただきますようお願いいたします。
6	部活動地域展開に関する こと	子どもたちの平日の放課後の過ごし方はどうなりますか。	地域クラブ活動への参加の有無や、また、地域クラブごとの活動形態（活動時間や活動場所等）が異なるため、生徒の放課後の過ごし方も多様化されると思われます。
7	地域クラブに関する こと	認定地域クラブの一次募集があるということは二次募集もありますか。	今年度については、一次募集（7月～9月末）および二次募集（10月下旬頃～12月下旬頃）の実施を予定しています。
8	地域クラブに関する こと	どのような地域クラブの創設を想定していますか。	スポーツ・文化芸術活動ともに、多くの分野の地域クラブが立ち上がることを期待しています。一次募集では、特に活動種目に制限は設けず、認定次第、市公式サイト等で紹介していきます。二次募集では、一次募集の結果を受けて活動種目に制限を設けることも検討します。
9	地域クラブに関する こと	認定された地域クラブと、それ以外のクラブとは何が違うのですか。	市が定める認定要件を満たすか満たさないかの違いですが、市の認定を受けた地域クラブは、中体連などの公式戦出場にあたり特例措置を受けられたり、学校施設を優先的に利用できたりします。また、各種公的支援を受けられるよう、検討を進めています。なお、認定されない（または認定を希望しない）クラブであっても、中学生の参加が可能なクラブについては、「連携クラブ」のような形で協力いただくことも検討しています。
10	地域クラブに関する こと	地域クラブの認定の基準は何ですか。	市が定める認定要綱では、適切な活動時間や休養日の設定、適切な指導体制の確保、学校等との連携など、7つの基準を設けて申請内容を審査しています。
11	地域クラブに関する こと	トラブルがあった際の、市の相談窓口設置を検討しているとのことですが、認定されていないクラブなどの相談は対象外ですか。	市が設置を検討している相談窓口は、認定された地域クラブ活動におけるトラブル等の相談対応を想定しています。
12	地域クラブに関する こと	活動中のトラブルや問題があった場合は、どこに言えばいいですか。	まずはクラブの指導者へ相談していただくことになります。
13	地域クラブに関する こと	部活動であれば、精神面（人間関係のトラブル）などを顧問へ相談できましたが、地域クラブとなると、指導者へそのような相談ができるのでしょうか。	市としても、事故やトラブル等があった場合の相談窓口の設置を検討していますが、参加生徒同士のトラブル対応も含めて、各認定地域クラブの指導者等には指導者研修を受講していただく予定です。
14	地域クラブに関する こと	部活動であれば、夏の総体などは3年生を中心にメンバー構成したりなどの配慮があると思います。しかし、「地域クラブ＝習い事」となると、チームが勝つために能力値の高い生徒が選手になるなど、3年間全く試合に出られない生徒も出てくるのではないのでしょうか。	認定地域クラブの要件として、「部活動の教育的意義を継承すること」となっていますので、必要に応じて助言していきたいと考えます。
15	地域クラブに関する こと	子どもよりも高齢者の方が多い地域もある中で、老人大学などを資源として活用するなどの検討はされていますか。	地域全体で子どもたちを支えることが、この地域展開の重要な要素のひとつでもあるため、指導者だけでなく、子どもたちの活動を見守るなどのサポートスタッフとして、広く地域人材を募集し、高齢者に限らず、地域のいろいろな方に関わってもらいたいと考えています。

16	地域クラブに関すること	特に新しいことを始めようとする子どもにとっては、仮入部期間のようなものがあった方が安心するのではないですか。	地域クラブについても、見学や体験という形で参加していただくことは可能です。詳細については、各クラブにご相談ください。
17	地域クラブに関すること	「引退のない継続的な活動」とはどういうことですか。	地域クラブによっては、参加者の対象を幅広い世代としているものもありますので、本人の希望があれば生涯スポーツ、生涯学習という形で中学卒業後も継続して活動することが可能です。
18	地域クラブに関すること	市が直営の地域クラブを立ち上げるようなことはないのですか。	本格実施までに地域クラブが全く立ち上がらなかった場合、そのようなことも想定されますが、現在部活動として活動されている競技を含めて、多様な地域クラブが立ち上がるよう、関係団体、指導者、教職員と調整を進めています。
19	地域クラブに関すること	小学生でも市外のクラブチームに所属している児童もいると思いますが、そのようなクラブも認定地域クラブになれるのですか。	穴粟市が認定する地域クラブには、市内に活動拠点があることを含め、活動時間の制限や月会費額の設定など、いくつかの要件があります。この要件を満たさないクラブについては、認定できません。
20	地域クラブに関すること	指導者への謝金はどのようにになりますか。	実技指導、生徒の見守りなど、関わり方が異なる場合があるため一概には言えませんが、指導者等への謝金については、参加費と同様に、クラブごとに決めていただくこととしています。
21	地域クラブに関すること	指導者への謝金支払いを市が負担してくれるような支援はありませんか。	会費でクラブ運営を行っていただくことを原則としています。しかしながら、持続可能なクラブの運営のために支援策を検討しています。
22	地域クラブに関すること	近隣市町など市外の生徒の受け入れや参加も可能ですか。	「市内に活動拠点を置くこと」が認定の条件ですので、地域クラブの指導者が市外生徒の参加も認めれば、参加は可能です。
23	地域クラブに関すること	今までの部活動の種目に限らず、どんな内容の活動でも地域クラブになりますか。	部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動であること、市が定める認定要件を満たしていることなど、各種条件が揃っていれば認定は可能です。
24	地域クラブに関すること	今後、さらに少子化が進んでいくなかで、地域クラブへの参加人数も減少し、団体種目などは活動ができずに、クラブ自体が成り立たなくなることもあり得ますか。	場合によっては地域クラブの統合や廃部もあると考えます。
25	地域クラブに関すること	市外などで活動している外部のクラブチームは、頻繁に遠征や試合などに参加していると思いますが、どの程度のレベルをめざしてやっていくものが地域クラブなのか。	市が認定する地域クラブは、部活動の意義や目的を継承する活動であることが原則です。活動時間に制限を設けたり、参加費についても可能な限り低廉な額とすることなどの要件が設けられております。めざすレベルについては、地域クラブの指導者の考えによって異なります。
26	地域クラブに関すること	地域クラブの立ち上げ数に上限などは設けていますか。ひとつの競技で複数のクラブが立ちあがった場合、参加者が分散してしまうと思います。	一次募集については、競技種目、クラブ数に制限を設けずに募集していますが、特に団体競技については、複数のクラブが出てきた段階で調整していく必要があると認識しています。
27	地域クラブに関すること	地域クラブは保険に加入するのですか。	認定した地域クラブには、指導者および参加生徒について必ず保険に加入することとしています。
28	選択肢に関すること	参加者の定員などはありますか。その場合、入りたくても入れない生徒も出てくるのではないですか。	認定地域クラブの条件として、「参加を希望する生徒を広く受け入れ、選抜等を行わない」こととしています。一方で、生徒の安全を確保する体制も必要であることから、質・量ともに十分な指導者を確保するための対応が必要であると考えます。
29	選択肢に関すること	市内にどんな地域クラブがあるのかを公開されるのはいつ頃になりますか。	毎月10日前後に前月分の認定地域クラブの情報を市公式サイトにて公開していきます。また、現在の小学6年生については、1月～2月にかけて行われる中学校入学説明会時に地域クラブの紹介を行う予定です。
30	選択肢に関すること	小6の子どもが中2になったときに本格実施になるということですが、中2の時点で部活動から地域クラブに変わろうとしたときに、続けてきた種目の地域クラブがなかったでは意味がありません。選択できる見込みだけでも早めに周知してもらえませんか。	現在の部活動の種目については最優先で地域クラブ立ち上げに向けて取り組んでおり、できるだけ早い段階でお知らせします。
31	選択肢に関すること	令和10年10月まで部活動に所属して、部活動が無くなった時点で地域クラブに移籍することは可能ですか。	可能です。

32	選択肢に関すること	部活動と地域クラブを掛け持ち、または、複数の地域クラブを掛け持ちすることは可能ですか。	可能です。お子さんの興味・関心に合わせて柔軟な選択をしていただけますが、部活動、地域クラブ活動、そのほか塾などの習い事等で、お子さんに負担のかかることのないよう、ご家庭で相談されてから決めてください。
33	選択肢に関すること	現在、実証事業を行っている文化系の種目（吹奏楽・美術）以外にも、手芸や科学など、多様な地域クラブはできますか。	先日実施した認定地域クラブ募集説明会では、市内の多様な文化芸術関係団体にも参加いただきました。また、文化協会や社会福祉協議会等にも地域クラブの立ち上げについて働きかけを行っています。
34	選択肢に関すること	最後まで希望する競技の地域クラブが立ち上がらなかった場合、その競技は諦めるしかありませんか。	第一次募集で応募がなかった競技については、第二次募集で重点的に募集をかけるなど、一部の地域に偏らない幅広い競技の地域クラブが立ち上がるよう進めていきます。
35	選択肢に関すること	過渡期の子どもたちは、地域クラブが立ち上がっていないために、選べるほどの選択肢がありません。	令和10年10月からの本格実施に向けて、多様な選択ができるよう地域クラブの創設に取り組んでいきます。それまでは部活動も並行して実施するため、部活動からも希望の競技等を選択していただけます。
36	選択肢に関すること	地域クラブへの参加は自由としていますが、活動自体が進路と切り離せない部分もあると思います。市として、地域クラブへの参加を促すようなサポートはされますか。	地域クラブ活動は、また、学校の授業だけでは養えない創造性やコミュニケーション能力培うことのできる機会と考えております。多くの生徒に参加していただけるよう、地域クラブの紹介も含めて、市内小学生を対象とした説明会も実施していく予定です。
37	選択肢に関すること	勝利や技術の向上を含めてその競技を突き詰めて頑張りたい子もいれば、気分転換や、楽しく過ごせる居場所として参加したい子もいると思います。そういったニーズに応えるために活動時間や曜日でクラスを分けたりするなどの対応はされますか。	競技性を重視するのか、楽しく交流するのか等、地域クラブによって活動の目的は異なります。ニーズに合わせて活動日等を変更することはなく、子どもたち自身に目的に合ったクラブを選択していただけます。認定された地域クラブについては、市の公式サイトへ情報を公開し、活動方針や大会等への出場意向を示していただきます。
38	選択肢に関すること	校区外や市外、西播磨以外の地域クラブにも参加できますか。	参加できます。
39	選択肢に関すること	市内に入りたい地域クラブがないため、仕方なく市外のクラブに入部した場合、支援の対象となりますか。	市外クラブに参加する生徒への支援は、現在のところ検討していません。
40	保護者負担に関すること	地域クラブが南部に集中した場合、北部地域の生徒にとっては移動手段がないことで、やりたい競技があってもあきらめざるを得なくなるのではないのでしょうか。学校が終わって、そのままバスなどで活動場所まで行けるような支援はありませんか。	基本的には、習い事と同様に、保護者の送迎ということを想定していますが、市域が広大であるため、公共バスやスクールバスの活用なども含めて検討しています。
41	保護者負担に関すること	共働き家庭が多い中、生徒たちの送迎について、現時点でどの程度まで検討していますか。兄弟姉妹がいる場合、子どもたちの動きがバラバラになればなるほど負担が増えそうです。	先行している自治体の多くが抱えている課題であり、宍粟市も同様であると認識しています。公共バスやスクールバスの活用なども含めて、現在検討しています。
42	保護者負担に関すること	活動場所までの移動手段の有無が選択肢を左右するなかで、保護者の送迎が原則とありますが、すべての家庭ができることではないと思います。市としてのサポートはどのように考えていますか。	現時点では受け皿となる地域クラブの創設に取り組んでおり、ある程度クラブが立ち上がって活動場所が決まった段階で、送迎の支援についても詳細をお示ししたいと考えます。
43	保護者負担に関すること	高額な会費だと経済的理由で諦める家庭も出てくるかもしれません。保護者負担は一定額とし、地域クラブに補填する形で、市からの援助のようなものをしてくれませんか。	地域クラブの認定要件として、参加費は「可能な限り低廉な参加費とすること」としており、国が示す目安は、休日週1回（月4回程度）で1,000円～3,000円程度となっています。そのなかで実際の会費は地域クラブが設定することになりますが、参加生徒や地域クラブへの公的支援も含めて現在検討を進めています。
44	保護者負担に関すること	現在、部活動にかかる道具や備品の購入等は、主に学校の予算でされていると思いますが、地域クラブになったときの必要経費はどのように賄われますか。楽器などはかなり高額ですが、個人負担になるのでしょうか。	部活動で使用していた備品類などは、地域クラブ活動本格実施以降、優先的に地域クラブが使用可能と考えていますが、月会費も含めて、保護者の負担があることもご理解ください。
45	指導体制に関すること	指導者を2人以上確保することとなっていますが、実力のある指導者の激しい言動に対して、サポートする指導者も追従した場合の、管理監督などは行いますか。	指導者は、市が主催する研修を必ず受講することが条件です。市としても、面談や視察を行ったり、保護者や参加生徒にも話を聞くなどの連絡体制を図りつつ、必要に応じて、指導者へ指導助言を行います。

46	指導体制に関すること	指導者2人以上確保することとなっていますが、実際の活動は指導者1人でも構いませんか。	指導者2人以上の登録が認定の条件であり、市としては常時複数の指導者のもと活動をしていただきたいと考えておりますが、指導者の確保が難しい場合には、保護者や見守りスタッフなども入れながら、子どもたちが安全・安心に活動できるようにしていただきます。
47	指導体制に関すること	指導者の確保という点において、企業への協力依頼や、プロの講師に依頼するといったことはされますか。	企業はじめ、地域全体でこの取組みを進める意味でも、様々な面で企業への協力依頼を市としても考えています。また、現在行っている実証事業の中では、プロの指導者派遣を行っている競技種目もありますが、継続的な派遣という点では、費用面等の課題があります。全国の自治体では、オンラインでプロの講師が指導する事例もあるため、様々な可能性を検討したいと考えています。
48	指導体制に関すること	生徒が移動せずに、学校でそのまま活動できるような仕組み、また、地域クラブの指導者が早い時間から指導に関われるような市としての支援はありますか。	早い時間から学校で指導してもらえる地域人材や地域クラブが立ち上がることが一番の理想ではありますが、現在実証事業に取り組んでいるクラブの指導者については、平日の日中はお勤めされている方がほとんどです。見守りサポーター等の活用や、指導者のフレックスタイム勤務なども含めた、早い時間からクラブ活動ができる体制、また、できるだけ生徒の移動の負担が少なく済むような活動のあり方について検討していきます。
49	指導体制に関すること	長期休業中の活動時間はどうなりますか。	地域クラブの方針によりますが、日中仕事をされている指導者も多いため、指導者バンク(しそカツ・リンク)も活用しながら、早い時間から活動できる体制づくりについて検討していきます。
50	指導体制に関すること	平日の日中に活動を行っている地域クラブはありますか。	現時点で認定されている地域クラブは、ほとんどが夕方から夜間にかけて活動されています。
51	指導体制に関すること	部活動であれば、授業が終わってそのまま練習していたと思いますが、地域クラブとなると、全中学校の生徒が参加することになるため、活動時間はどうなりますか。	活動時間は地域クラブによって異なりますが。あまりにも遅い時間、または早すぎる時間であれば、市として指導等を行っていきます。現時点では、遅くとも21時までには活動を終了するように指導しています。
52	指導体制に関すること	指導者の研修を実施するとのことですが、抜き打ちでの巡回や面談をしたりしますか。	必要に応じて、定期的に視察や面談など行っていきます。
53	指導体制に関すること	特別な資格がなくても指導者として登録できますか。	指導者の資格の保持については認定の要件となっていません。ただし、指導者資格の保持が条件となっている大会もあります。
54	活動場所に関すること	地域クラブも学校施設を使えますか。	使えます。
55	活動場所に関すること	活動場所の確保に、地域クラブが苦勞することのないような市として配慮をしてほしいです。施設予約がネット予約になったため、早い者勝ちのようなところがあり、特に夜の活動は、一般の団体との取り合いになるため、市が間に入って調整してくれませんか。	本格実施までは、部活動が存続するため、中学校施設は部活動が優先で使用されますが、小学校や、そのほかのスポーツ・社会教育施設について、地域クラブが優先的に使用できるよう検討を進めています。
56	活動場所に関すること	夜間の練習になった場合、屋外スポーツは照明設備がないと活動ができません。市が設備を整えてくれませんか。	ナイター照明だけに限らず、屋外スポーツの環境整備は、市としても課題であると認識しており、既存の施設も活用しながら、本格実施に向けて環境を整えていきたいと考えています。
57	活動場所に関すること	現在学校部活動で合同チームを作っている競技の練習場所や移動手段などの状況を教えてください。	学校同士の距離が近い合同チームについては、平日休日ともに自転車で練習を行っているところもあれば、平日は自校、休日は合同練習としているものもあります。基本的には保護者送迎で対応されているようです。
58	活動場所に関すること	他市町では拠点校で活動をしていると聞きました。そうすることで学校の先生も関わりやすくなると思いますが、宍粟市はどうですか。	拠点校方式について選択肢のひとつとしては考えていますが、地域クラブ(指導者)側の意向や、拠点が特定の地域に偏ってしまう可能性もあることから、慎重に判断するべきだと考えます。
59	学校の関わり方に関すること	希望する教職員も地域クラブに関われるのですか。また、その場合に、謝金は支払われますか。	希望する教職員については、業務時間外に地域クラブに関わることができます。(教職員の兼職兼業) 場合には地域の指導者として謝金が発生すると考えています。

60	学校の関わり方に関する こと	兼職兼業を希望する教職員の割合を増やす働きかけはできませんか。例えば、長期休業中は教職員で役割分担をして早い時間に活動ができるようにしたりなど、サポートしてもらいたいです。	希望する教職員については、業務時間外であれば地域クラブに関わることができます。様々な立場の地域人材が関わりやすいように制度設計していきます。
61	学校の関わり方に関する こと	現在、部活の顧問をされている教職員に地域クラブで指導してもらうことはできませんか。子どもを任せるうえで、保護者としても安心感があります。	現在顧問をされている一部の教職員の中には、部活動が終了しても引き続き指導者として関わることを検討されている人材もいると認識しています。教職員にとっても関わりやすい体制を整えたいと考えます。
62	学校の関わり方に関する こと	教職員が地域クラブに関わろうとすると、自分の勤務する学校では指導できないという話を聞いたことがありますか。	宍粟市はそのような制限はありません。
63	学校の関わり方に関する こと	地域クラブのへの参加の有無が、学校の内申点に影響されることはありますか。	兵庫県立高校への受験について、影響されることはありません。
64	学校の関わり方に関する こと	地域クラブで問題があった場合、学校が解決に関わってくれますか。	地域クラブ活動内で事故やトラブルが起こった際、第一義的には、地域クラブで問題解決を図ることとしています。必要に応じて、学校側に情報提供を求めることはあっても、学校が中心となって問題解決を行うことありません。
65	学校の関わり方に関する こと	地域展開されることで、家にいる時間帯などに差が出てくると思います。そうすると宿題をする時間がない子どもも出てくるのではないですか。教育面で生じる差に対しての配慮や、校則の変更などは検討していますか。	認定した地域クラブには、活動時間の制約があり、現在の学校部活動と同程度であることが条件となります。その中での時間の有効活用ということについては、それぞれの家庭で工夫していただかなければならないことだと考えます。地域クラブを選択するうえで、活動場所、活動時間、日数なども考慮し、各家庭で判断して選択してもらうことになります。
66	学校の関わり方に関する こと	自転車やバスでひとりで校区外へ練習に行かせてもいいのですか。学校の校則との兼ね合いはどうなりますか。	部活動における校区外活動は私的な外出には該当しないため、校則違反には当たらないことから、地域クラブ活動も同様であると考えます。しかしながら、すべての中学校区で認識を統一するためにも、今後、調整を進めていきます。
67	学校の関わり方に関する こと	中学校では、テストの5日前からは部活が休みになりますが、今後、すべての中学生が参加者の対象となると、テスト期間がバラバラだった場合の活動のあり方はどうなりますか。	認定地域クラブの要件の中に「学校との連携」があり、参加生徒が所属する学校の試験や行事前は活動を控えるなど、学校生活に配慮した活動計画を立てることになっています。今後、取組みが進む中で、参加生徒が所属する学校のテスト期間に合わせて、個々に活動を休ませるなどの対応を行う必要があると考えます。
68	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	地域クラブ活動になったときに、中体連などの大会の出場や組織運営はどうなっていますか。	今後は地域クラブ活動が主体となっていくことから、中体連の大会運営等も地域クラブが役員となったり、それぞれの競技の協会と連携しながら担っていくことが予想されます。
69	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	学校部活動と同じ種目の地域クラブができた場合、それぞれに参加生徒が分散してしまい、双方団体のチームが作れず、大会へ出場できなくなってしまうことはないですか。	校区内に学校部活動と同種目の地域クラブが立ち上がった場合における、部活動のあり方・大会への出場については、学校、地域クラブとも協議し、密に連携を図りながら、生徒たちが活動できない、または大会に出場できないといったことのないようにしていきたいと考えています。
70	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	部活動・地域クラブ間における年度途中を含めた移籍が可能であるということですが、移籍してもすぐに大会に出られるのですか。	中体連出場のための登録時期が競技ごとに定められているため、移籍を希望する場合は、事前に部活動顧問および地域クラブ指導者へご相談ください。
71	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	大会に出場する、しないは地域クラブが決めるのですか。	そのとおりです。今後、地域クラブが立ち上がっていく中で、大会やコンクールへの出場を目的としないクラブも出てくる可能性があります。
72	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	本格実施の令和10年度以降は、中体連の大会自体はどうなりますか。	現時点の情報では、令和10年度までは種目数は減少するものの、全国大会までは計画されていますが、それ以降は未定の様です。将来的には、競技ごとの協会や連盟が主催の大会になっていくと思われます。
73	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	ひとつの地域クラブから複数のチームを編成して大会に出場することはできますか。	中体連主催の大会では、ひとつの地域クラブから複数のチームを作って出場することはできません。協会ごとに主催する大会であれば、複数チームでの出場が可能な場合もあると思われます。
74	大会・コンクールへの出場 等に関する こと	大会に出場するときは年齢制限などがあると思いますが、引退のない活動ということでは、誰でも大会に出場できるということですか。	「引退のない活動」の意味については、Q18を参照してください。 大会等へ出場する際、主催者が定める年齢制限がある場合はそれに従ってください。

75	大会・コンクールへの出場等に関すること	部活動では、部員数が足りなければ合同チームで試合に出場すると思いますが、地域クラブになったときにそれが可能ですか。	中体連は、部活動と地域クラブの合同チーム、地域クラブと地域クラブの合同チームでの大会出場は認められていません。
76	大会・コンクールへの出場等に関すること	市内にひとつしか地域クラブができなかった場合、市の大会はないということですか。	そのとおりです。西播大会からの出場になります。
77	大会・コンクールへの出場等に関すること	同一の種目で部活動と地域クラブを掛け持ちした場合、大会への出場はどうなりますか。	中体連の規定上、どちらかの所属でしか大会には出場できないため、どちらで出場するかは本人の意思で判断していただくことになります。